

# 会社設立費用と株式会社・有限会社の違い

## Question 2

個人で事業を営むよりも、会社組織にした方が税金が安くなるということをよく聞きます。

会社を設立する場合にはどの程度の費用がかかるのですか。また、株式会社と有限会社とではどのような点で違いがあるのですか。

## Answer

会社組織には、株式会社と有限会社の2つがあります。

現在、会社を設立しようとする場合には、株式会社であれば1,000万円、有限会社であれば300万円の資本金が最低必要となります。

また、会社を設立する場合には、資本金の他に別途、設立費用がかかります。

資本金1,000万円の株式会社を設立する場合には、最低限設立費用として28万円程度が必要となります。

一方、資本金300万円の有限会社を設立する場合でも、最低限17万円程度の設立費用がかかります。

これはあくまでも必要最低限の費用ですので、会社設立を司法書士にお願いする場合や、社会保険・税務関係事務についてそれぞれ専門家をお願いする場合には、それ以外に30万円程度の費用がかかります。

### 会社設立手続及びそれに伴う税務・社会保険手続報酬

項 目		株 式 会 社		有 限 会 社	
モデルケース	最低資本金	1,000万円		300万円	
設立費用	最低限の設立費用	定款印紙代	40,000円	定款印紙代	40,000円
		定款認証料	50,000円	定款認証料	50,000円
		定款謄本代	約 3,000円	定款謄本代	約 2,000円
		銀行振込金 保管証明料	約 25,000円	銀行振込金 保管証明料	約 8,000円
		登録免許税	150,000円	登録免許税	60,000円
		謄本、印鑑証明 の取得費用	10,000円	謄本、印鑑証明 の取得費用	10,000円
		小 計	約 278,000円	小 計	約 170,000円
社会保険事務手続一式	社会保険労務士	100,000円	社会保険労務士	100,000円	
税務関係事務手続一式	税理士	100,000円	税理士	100,000円	
設立関係申請手続一式	司法書士	150,000円	司法書士	150,000円	
	合 計	約 628,000円		約 520,000円	

## 株 式 会 社 と 有 限 会 社 の 違 い

項 目	株 式 会 社	有 限 会 社		
設 立 手 続	発 起 人 の 数	1名以上 上限なし	1名以上 50名以下	
	最 低 資 本 金	1,000万円	300万円	
	最 低 限 の 設 立 費 用	定款印紙代	40,000円	定款印紙代 40,000円
		定款認証料	50,000円	定款認証料 50,000円
定款謄本代		約 3,000円	定款謄本代 約 2,000円	
銀行振込金 保管証明料		約 25,000円	銀行振込金 約 8,000円 保管証明料	
登録免許税		150,000円	登録免許税 60,000円	
	謄本、印鑑 証明の取得 費用	10,000円	謄本、印鑑 証明の取得 費用 10,000円	
	合 計	約 278,000円	合 計 約 170,000円	
株 主 (社 員)	株 主 の 数	1名以上 上限なし	1名以上 50名以下	
取 締 役	取 締 役 の 数	3名以上	1名以上	
	代 表 取 締 役	1名以上必要	必要なし (任意)	
監 査 役	監 査 役 の 数	1名以上 (大会社は3名以上)	必要なし (任意)	
役 員 重 任 登 記		設立1期の株主総会終了 後及びその後2年毎 (監 査役は3年毎) に登記が 必要	必要なし	
株 式 (社 員 権)	権 利 証 券	株券を発行	必要なし (禁止)	
	株 式 譲 渡 の 自 由	誰にでも自由に譲渡できる	株主(社員)相互間の譲渡 のみ自由	
	株 式 譲 渡 の 制 限	株式を譲渡するには取締役 役会の承認を受けなければ ならない旨の制限をす ることができる	第三者に譲渡するには株 主 (社員) 総会の承認が 必要	
税 金		両者とも法人税法等が平等に適用され、税制上の有利 不利はない		